

出雲地区

## 保護司会だより

第9号



## 求む！『協理事業主』

松江保護観察所長 橋本 忠夫

テレビや新聞などを見ると事件の報道がない日はありません。

逮捕された犯人が裁判で判決を受けたとの報道もなされますが、その後この人達はどうなるのかは特別な事件以外報道されません。

でも事件を起こした人達は、刑務所や少年院に送られるなど、それぞれ形で罪を償い、また社会に戻ってきます。

この人達の中で、刑務所や少年院を仮釈放になった人や裁判所で保護観察の決定や判決を受けた人を、個々の対象者に応じた指導を行い、再犯・再非行をさせず、社会内で普通の生活をさせ、更生させることで社会から犯罪をなくするのが保護観察です。

保護観察は、全国に五〇庁（北海道に四庁、他は県庁所在地に一庁）ある保護観察所の国家公務員である保護観察官と法務大臣から委嘱された民間ボランティアである保護司（非常勤の国家公務員・無給）が一人の対象者を協働

して担当します。

松江保護観察所では保護観察官三人と県内の保護司四八七人で二〇〇人余の対象者を担当しています。

保護観察指導の実際は、毎月対象者と面接し、対象者ごとに定められた保護観察中に守るべき約束を守るよう指導します。この約束が守れない場合には、仮釈放や保護観察を取り消し、刑務所や少年院に収容することもあります。

この保護観察制度は、昭和二十四年施行の犯罪者予防更生法から始まり、五十九年目となりましたが、本年六月一日に今までの法律を統合発展させた、更生保護法が施行され、新時代を迎えています。

保護観察の究極の目的は対象者の再犯・再非行を防止し、社会から犯罪をなくすことですが、その最重要基盤は就労の確保です。再犯率を見ましても無職者の四〇・四％に対して、有職者は七・

六％と五倍以上の差があります。

ひとたび犯罪や非行を犯すと、社会の目は厳しくなり、就職にも影響します。罪を償い社会に戻り、立ち直ろうとしても、仕事がないと生活に困窮し、いたずらに時間を持て余し、心も荒び、再び悪い誘惑に乗る危険が出てきます。

保護観察所は就労対策のため、職業安定所の協力を得て、平成十八年から刑務所出所者等への就労支援事業に取り組んでいます。

これは犯罪や非行前歴がある人でも分け隔てなく就労の機会を与えてくれる企業や店主を、同事業の協理事業主として募集し登録し、自力で就職できない対象者に職安経由で紹介するシステムです。

しかし、取り組み開始から間がなく、登録された協理事業主も二十三社と少なく、充分機能していないのが実状ですので、一社でも多く協理事業主を開拓する必要があります。

協理事業主として社会貢献してみよう、興味があるので説明が聞きたいという方は、保護観察所に一報お願いします。即、説明に伺います。



# 「社会を明るくする運動」は、 地域のみんなの運動

趣 旨	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
強調月間	年間を通じて行われていますが、特に7月を強調月間としています。
重点目標	「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求める。」
統一標語	「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」

詳しくはホームページをご覧ください。 <http://www.kouseihogo-net.jp>

## 出雲地区保護司会の活動について

- ◎法務大臣メッセージ伝達
- ◎広報ビデオによる話し合い
- ◎標語の募集
- ◎公開ケース研究会
- ◎街頭広報活動(パレード・街頭宣伝パンフレット配布)
- ◎コミュニティセンター単位のミニ集会

## 「社会を明るくする運動」標語募集のお知らせ

「社会を明るくする運動」強調月間にあわせて「犯罪のない明るい街づくり」「青少年の非行防止」がアピールできる標語を次のとおり募集いたします。ふるところにご応募ください。

### 一般の部

- 応募資格／出雲市及び斐川町内に居住する方
- 募集方法／一人三点以内とし、自作、未発表のもの。用紙は自由です。作品に、住所・氏名・電話番号を記入してください。
- 提出先／市役所・各支所・役場・コミュニティセンター・公民館・郵便局・社会福祉協議会などに設置してある投稿箱に入れていただくか、出雲地区保護司会事務局まで郵送してください。
- 募集期間／七月一日から七月三十一日まで
- 表彰／次のとおり表彰します。

※最優秀賞 一点(賞状・副賞)

- ※優秀賞 五点(賞状・副賞)
- ※佳作 作 十点(賞状・副賞)
- 入選作品の発表／十二月に発行する保護司会だより十号で発表します。
- 問合せ先／出雲地区保護司会事務局  
(湖陵町差海一〇二四―)

### 小・中学生の部

- 応募資格／出雲市及び斐川町内の小・中学生
- 募集方法／自作、未発表のもの。用紙は自由です。作品に、住所・学校名・学年を記入
- 提出先／各学校を通じて提出してください。
- 募集期間／夏休み期間中
- 表彰／次のとおり表彰します。

※最優秀賞各一点(賞状・副賞)  
 ※優秀賞各二点(賞状・副賞)  
 ※佳作 作各十点(賞状・副賞)  
 ◎詳細については、各小・中学校を通じてお知らせします。

# 第58回 「社会を明るくする運動」メッセージ伝達について

出雲地区保護司会では、左記の日程により法務大臣からの「社会を明るくする運動」のメッセージを伝達いたします。

これは「すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解



平成19年出雲市メッセージ伝達式

を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする「趣旨に基づいて、法務大臣が国民に向けたメッセージを首長に伝達するものです。

### ◎出雲市での伝達

と き 七月一日(火)

午前九時半より

ところ ・・パルメイト前広場  
伝達者 ・・出雲地区保護司会 長

受託者 ・・出雲市長

参加者 ・・一般市民・出雲地区保護司会会員・出雲地区更生保護

## その笑顔 君は未来の宝物

今市町 藤原よし子

女性会会員・市青少年育成協議会会員・民生委員児童委員・出雲警察署・少年補導委員

### ◎斐川町での伝達

と き 七月一日(火)

午前九時より

ところ ・・斐川町役場  
伝達者 ・・出雲地区保護司会 斐川支部長

受託者 ・・斐川町長

参加者 ・・出雲地区保護司会 斐川支部会員・斐川町更生保護女性会会員・町青少年育成協議会会員・出雲警察署・少年補導委員

### ◎その他

メッセージ伝達の後、出雲市・斐川町各地区内で街頭活動を予定しています。



**更生保護、あなたの善意があなたの事業の支え。**

最近の犯罪や少年非行の情勢は、社会を震撼させるような犯罪が相次いで発生し、大きな社会問題になっていきます。

このような犯罪を予防するには、地域社会から犯罪に陥るものが出ないように環境を浄化し、犯罪予防活動を展開することが必要です。他面一度まちがつて犯罪に陥った者が再犯をしないような保護と指導をすることが特に大事なことであります。矯正施設から釈放になった者が、再び罪を犯すことのないように温かく迎え入れて、職業や住居の確保について助言や援助を行うなどして更生への自覚を促進し、安定した生活につかせ善良な社会の一員として復帰させることが、社会全体として極めて重要な問題であります。

これらの仕事には、社会奉仕の熱意と人間愛の精神に基づき、島根県下五百人の保護司並びに島根更生保護会の人たちが日夜こ

れにたずさわり、犯罪前歴者や非行少年の更生保護に努力を続けています。

明るい社会を建設する更生保護事業には種々の施策が講ぜられていますが、何と申しまでも地域社会住民の皆さんの協力なくしてはできない仕事であります。一人でも多くの理解ある協力者を社会に求め、物心両面に亘り御支援を得なければ、その目的を達成することは困難であります。こうした状況から、島根保護観察協会は県下における犯罪の予防並びに保護司活動等の充実発展を図る目的をもって組織されています。

何卒趣旨をご理解いただき、左記の会費をご納入いただきご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 普通会員 年額 一千円以上
- 協力会員 年額 三千円以上
- 賛助会員 年額 五千円以上
- 特別会員 年額 一万円以上
- 名誉会員 年額 十万円以上

更生保護法人島根保護観察協会

理事長 溝口 善兵衛

保護司ってどんな人

どのような人が保護司になれているのですか

保護司は、法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員という身分で、いわば、給与が支給されない民間のボランティアといことになります。会社などを定年退職された方はもちろんですが、現に仕事をされている方、主婦の方など様々な方が保護司になつています。



ただし、保護司となるためには、原則として六五歳以下であること、保護司活動をする熱意と時間的な余裕があること、健康であることなどいくつかの条件があります。

保護司とは具体的にどのような活動をしている人たちなのでしょう

具体的な活動としては、①保護観察※を受けている人(保護観察対象者)と面接を行い、指導や助言をすること、②刑務所や少年院にいる人が施設を出た後に帰る場所の環境を調整すること、③犯罪や非行を予防するために地域での啓発活動をする、④保護司の活動に必要な関係者や協力者のネットワークづくりをすること、などがあります。保護司は、個別に活動することもあれば、地域の「保護司会」と呼ばれる組織単位で活動することもあります。また、保護司は全国に約五万人配置されています。

保護司の仕事は、難しそうでも一人で行うのは大変ではありませんか

保護司が、保護観察対象者の担当者として行う面接や生活指導の方法などについては、専門家である保護観察官(国家公務員)と連絡を取り合つ中で、様々なアドバイスがなされます。



また、保護司は、経験年数や適性に応じた各種研修会を定期的

に受講することになります。さらに、保護司が所属することになる保護司会には多様な経験を持つベテランの保護司がおり、助言や意見交換などがなされます。

犯罪や非行をした人と接することに不安はないのでしょうか

犯罪や非行をした人の多くは、些細なことであきらめたり、投げやりになったりしがちです。こうした人の相手は気軽にできるものではありません。また、確かに、犯罪や非行をした人は怖いという印象がありますが、一人の人間として尊重し、真剣に話を聞くなど、保護司が温かく、また正面から向き合うことで、多くの人が立ち直っています。

保護司活動の費用はどうなるのですか

保護司は無給のボランティアですが、活動実費が一定の基準により支給されます。例えば、国で決められた範囲での保護司活動の経費や、国が実施する保護司の研修会の参加費、教材費などがこれに当たります。また、保護司としての職務中、または、職務上の移動中にけがをした場合には、公務災害補償の適用を受けます。

保護司以外に更生保護(※)に携わる人たちはいるのでしょうか

保護観察官や保護司のほか、多くの民間の方々の協力によって更生保護は成り立っています。  
更生保護施設：全国に一〇一か所ある民間施設で、犯罪や非行をして行き場がなくなった人を一定期間保護しています。  
更生保護女性会：女性としての立場から、地域の犯罪・非行の予防活動や、子育ての支援活動などを行っており、全国に約二〇万人の会員がいます。

BBS会：「兄」「姉」の目線で、少年たちとふれあうなどの活動をしている青年ボランティア団体で、全国に約五千人の会員がいます。

協力事業主：前歴にこだわらずに保護観察対象者等を積極的に雇用し、自立を支援している事業者で、全国に約六千事業所あります。

一口メモ

※「更生保護とは、保護観察とは」

更生保護とは、犯罪や非行をした人が地域社会において立ち直ることを支えるとともに、犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい地域社会づくりをする事業の総称です。

保護観察とは、犯罪や非行をした人に実社会で生活を送らせながら、決められた約束事を守るよう指導や助言をしたり、必要な援助をして、その立ち直りを促進しようとする制度で、更生保護の中心的な仕事です。

保護司の異動

◎退任

竹田 朝男 (下横町)

(平成二十年五月三十一日付)

◎新任

石橋敏昭 (古志町)・大江晴夫 (乙立町)・安田公臣 (大津町)・景山大園 (野郷町)

(平成二十年六月一日付)

編集後記

第九号の七月発行保護司会だよりは「十九年度支部活動報告」を割愛し、四ページとしました。更生保護法新法施行の年を迎えるにあたり、特に「保護司について」を掲載して保護司についてご理解を得たいと考えています。みな様からのご意見、ご指導、ご支援をお願い致します。(柳楽利子)